

11. 特別支援教育・障害児保育について

1) 特別支援教育就学奨励費支給事業

小中学校の特別支援学級に就学する、児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費(学用品費、給食費等)を支給しています。

《対象者》

洞爺湖町に住所を有し、洞爺湖町立の小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者

《助成科目》

学用品費、新入学時学用品費、通学用品費、給食費、修学旅行費、校外活動費、通学費、

体育実技用品、医療費、PTA会費、生徒会費、クラブ活動費、オンライン学習通信費

※年齢(学年)で助成額が変わるものや実費分支給しているもの、現物支給しているものなど

それぞれ助成方法が異なります。詳しくはお問い合わせください。

※要保護児童生徒は、就学援助制度で修学旅行費、医療費のみの支給となります。

★必要なもの

印鑑、特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書、委任状、口座振込依頼書、

収入のある世帯全員の源泉徴収票及び確定申告書の写し等《手続き》

【担当】 洞爺湖町教育委員会 教育推進課 学校教育係 電話 74-3009